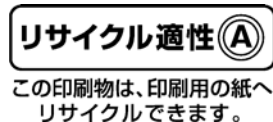


令和4年第一回都議会定例会

文 書 質 問 趣 意 書

提出者 漢 人 あきこ



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用しています
石油系溶剤を含まないインキを使用しています

質 問 事 項

- 一 都市計画道路小金井3・4・1号線及び小金井3・4・11号線について
- 二 外環自動車道整備工事について
- 三 練馬城址公園の整備について
- 四 コロナ禍で浮き彫りになった生活・住宅支援の課題について
- 五 朝鮮学校への補助もしくは助成について
- 六 学校図書館における学校司書の配置について
- 七 都立高校入試における英語スピーキングテスト活用について
- 八 友好都市モスクワ市とトムスク州との平和のための自治体外交について

一 都市計画道路小金井3・4・1号線及び小金井3・4・11号線について

1 第四次優先整備路線の選定理由における「地域の安全性（の向上）」について

小金井3・4・11号線外の選定理由は、「自動車交通の円滑化の視点で選定しています。」と答弁されていますが、「地域の安全性」については、選定過程ではどのように評価されていましたか。

2 小金井3・4・11号線外と武蔵野公園の重複する都市計画決定について

ア 小金井3・4・11号線外は、その未施工区間の一定区間において都立武蔵野公園の都市計画と重複しており、武蔵野公園整備計画では「今後、公園と道路の整合を図っていく必要がある」とされています。優先整備路線の選定の際、「重複」についてはどのような判断をされたのですか。

イ 小金井3・4・11号線外については、すでに概略設計の段階に入っており、都は基本的な構造形式のイメージまで地域に提示する段階に至っています。今後、「重複」を解消するために「都市計画変更」が必要かどうかの判断はどのように行うのですか。また、都市計画変更をする場合の具体的なプロセスや方法について伺います。

ウ 都市計画の変更にあたっては、都市計画法18条1項において関係市町村の意見照会が義務付けられています。その趣旨を示してください。また、関係市町村の同意が得られない場合でも都市計画変更は可能なのですか。都の認識を伺います。

エ 「道路」と「公園」の都市計画が重複していたケースは他にもありますか。あれば例示してください。

オ 都市計画が重複している場合、過去のケースではどのように「整合」が図られてきたのですか。

3 小金井3・4・1号線及び小金井3・4・11号線外と調布3・4・10号線との選定過程の取り扱いの違いについて

第四次事業化計画では、都市計画道路としての必要性は確認されたものの、様々な事由により、計画幅員や構造など都市計画の内容について検討を要する28路線を「計画内容再検討路線」としています。その中で、調布3・4・10号線については「当該区間は、多摩地域と区部を結ぶ広域的な幹線道路であり、防災都市づくり推進計画（東京都平成28年3月）において、一般延焼遮断帯に位置付けられているなど、円滑な道路交通機能の確保のみならず、広域的なネットワークの形成や防災機能の向上の観点からも重要な路線です。一方、当該区間には、国分寺崖線が位置し、地形に高低差が生じるとともに、計画線の一部が国分寺崖線緑地保全地域（東京都指定）と重複するなど、道路と緑の共存や国分寺崖線の保全に配慮した検討が必要です。」とされています。

また、第四次事業化計画の策定は2016年3月ですが、「野川第一・第二調節池地区自然再生事業」の全体構想は2005年に発表されています。

「野川第一・第二調節池地区」は、国分寺崖線、湧水、野川、武蔵野公園に連続し、生物多様性豊かな自然環境の中にあり、東京都で唯一の自然再生推進法に基づく自然再生地域に指定され、保全と再生の対象となっています。都市近郊では奇跡ともいえる自然空間です。小金井市は「小金井市の宝」として位置づけ、まちづくりの中心に据えています。また、都心から奥多摩に至る東京都のグリーンベルトの核ともいわれています。第四次優先整備路線選定の際には当然、考慮すべき課題でした。

小金井3・4・1号線及び小金井3・4・11号線外は調布3・4・

10号線と同様のことが言えます。加えて都内で唯一の自然再生事業の対象地域でもあります。それにもかかわらず「計画内容再検討路線」とならなかったのはなぜですか。

4 小金井市議会の意見書について

小金井3・4・1号線及び3・4・11号線外の地元である小金井市議会は、第四次優先整備路線の選定が明らかになって以降、その見直し、中止を求める東京都への意見書を7年間で11本可決・送付してきました。

直近では昨年12月の定例会で「国分寺崖線を分断する優先整備路線について、社会情勢を踏まえ抜本的に見直すことを求める意見書」を送付しました。

ア 「意見書」では、東京都が行った「環境概況調査」では保護上重要な野性生物種が確認されたにもかかわらず、「建設の是非を検討する意向は微塵もない」と厳しく指摘し、「道路建設ありきの環境調査は容認できない」と厳しく批判しています。

そして、小金井市議会として「道路の必要性の見直し及び建設の是非についての意見交換の場」を求めています。これに応じるべきと思いますが、いかがですか。

イ 「意見書」は、身近な自然環境は、コロナ禍でかけがえのないものとなり、地球温暖化により、その価値は更に見直されるべきであり、「国分寺崖線を分断する優先整備路線について、社会情勢を踏まえ抜本的に見直すことを求める」としています。

「環境概況調査」でも、2路線予定地は生物多様性、自然環境の観点から保全、再生の重要性は明らかとなっています。市民の中には、自然環境への懸念が一層高まっています。

すでに第四次事業化計画が決定してから6年が過ぎました。事業

化までの目途は10年とされており、その2026年まであと4年です。
この2年間は東京都と市民との対話の場はまったくありませんでした。

小金井市議会の意見書は、小金井市民の民意を表現しています。
東京都は、ここで一旦立ち止まり、「道路の是非」について、第五次事業化計画の作成時にあらためて検討することが妥当な判断と思いますが、いかがですか。

二 外環自動車道整備工事について

本年2月28日、東京地方裁判所は、東京外環道の事業者である国、東日本高速道路（株）及び中日本高速道路（株）に対し、外環道本線トンネル工事の一部を差し止める旨の決定を行いました。外環工事のうち、東名立坑発進に係るトンネル掘削工事において、気泡シールド工法によるシールドトンネル掘削工事を行ってはならないというものであり、総事業費が2兆円を優に超える国家的な巨大公共事業が司法判断によって差し止められること自体、異例で深刻な事態です。この事態を踏まえて、以下、質問します。

- 1 差し止めの理由、ならびに差し止めという事態に立ち至ったことについて、都の認識を示してください。

東京地裁の上記決定は、大深度法に基づいて進められてきた外環道事業の大前提が大いに揺らいでいることを示すものともなっています。

大深度法は「大深度地下は、土地所有権が及ばないとは言えないが、公益性を有する事業による利用を土地所有権に優先させても私有財産権を侵害する程度が低い空間である」（臨時大深度地下利用調査会答申）という基本的な認識を前提にした法体系です。「大深度地下は、公益性

を有する事業による利用を土地所有権に優先させても私有財産権を侵害する程度が低く、使用权の取得に関する補償は不要」(同答申)ということが大深度法の大前提でした。事業の公共性に比べて私有財産権を侵害する程度が低く、だから憲法上の財産権の侵害には当たらないとされてきました。しかし、少なくとも外環道事業についてはこの大前提が崩れ、地上部の権利者の個別的な私有財産権の侵害の恐れが事業の公共性を上回る事態になっていることを東京地裁の決定は認定したものと考えます。

もちろん、東京地裁の決定は、再発防止対策が示されていない等の事情を踏まえたものであり、差し止めも限定的な性格を持っていますが、しかし工事区域のほぼ半分にわたって工事が差し止められたこと、差し止めを回避する最低限の安全対策、事故防止策すら事業者が示すことが出来なかったこと自体が事態の重大性を示しています。

2 東京地裁の決定を踏まえ、都としても、改めて大深度法の適用ならびに大深度地下の利用を前提とした都市計画決定と都市計画事業認可の是非について再検証すべきと考えますが、都の認識を伺います。

3 東京都は、外環道事業のいわゆる直轄部分について、定率の負担金を支払い続けています。この負担金について伺います。

ア これまでに支払われた負担金の総額を示してください。また、2022年度以降、支払うと想定される額を示してください。

イ 2022年度予算に計上されている負担金の額を示してください。また、この負担金は、どの部分の工事に関するものか、今回、東京地裁によって差し止められた部分はその中に含まれてはいないか、確認してください。

4 工事が長期化し、加えて今回の工事差し止めや陥没事故の補償・補修

等の対応などで、工事期間はさらに延長することは必至です。見通しの立たない工事の長期化の中で、大きな改変を強いられつつあるジャンクション・インターチェンジ予定地域ではまちづくり上の課題も深刻になりつつあります。

工事の今後の見通しと事業区域のまちづくり上の課題について伺います。

ア 先の事業再評価において、国は事業期間を10年と想定して再評価を行いました。この10年という期間は何を根拠に置かれたものですか。また、陥没事故とその後の経過を踏まえれば、10年という事業期間の想定はまったく現実性がないと考えますが、都の認識を伺います。

イ すでに買収され、国もしくは都が管理している土地の面積を、各ジャンクション・インターチェンジごとに示してください。また、事業期間が長期化することが必至という状況の中で、それら土地の今後の管理の考え方、暫定的な利活用のあり方について、事業者の考え方を確認してください。

5 青梅街道インターチェンジ予定地域では、訴訟にまで発展した反対運動の中で、いまだに用地買収率は面積ベースで4割に満たない状態です。予定地域周辺には、地域内の住民と一つのコミュニティを形成する町が広がっています。たくさんの住民が暮らし、コミュニティを維持し、日常の生活を送っているにもかかわらず、地域のそこそこに虫食い状の空き地が生まれ、しかも簡易な舗装のみで放置されている状況に対して、住民からは治安への不安、景観や住環境への失望、貴重な土地が生かされていないことへの疑問と不満の声が聞こえてきます。

青梅街道インターチェンジに関して以下、伺います。

- ア 青梅街道インターチェンジと外環本線をつなぐ地中拡幅部については、前例のない難工事と言われる中で設計にすら着手できておらず、事業再評価の際に国が示した事業費中には同地中拡幅部の事業費はそもそも計上されていないと言われますが、これは事実ですか。
- イ 国ならびにNEXCOにおいて、外環本線のシールド工事と青梅街道インターチェンジのシールド工事ならびに地中拡幅部の工事を切り離し、本線の供用を先行することを検討しているとも聞きます。小池知事はかつて「青梅街道インターチェンジは、本線トンネルとランプを大深度地下で接続するということで、コスト、そして交通規制の社会的影響などを考慮すれば、一体的に整備することが肝要」と答弁していますが（2017.3.16予算特別委員会）、この認識に変わりはありませんか。
- ウ 今後もかなりの長期にわたって工事着手自体の見通しが立たないことが明らかな青梅街道インターチェンジ地域において、地域住民の生活と福祉の基盤を維持し地域コミュニティの破たんを避けるために、既買収用地の暫定的な利活用について地元自治体、町会等との協議を始める用意はないか、事業者の意向を確認してください。

三 練馬城址公園の整備について

練馬城址公園の整備が本格化しようとしています。前回の文書質問では東京都と西武鉄道の間で交わされた覚書や協定等、整備の枠組みについて問いましたが、今回は整備の具体的な進め方に関し、都の基本的な認識を伺います。

- 1 練馬城址公園の整備に関連し、2022年度予算において措置された主な事業と計上額を示してください。

2 練馬城址公園内には東西に石神井川が流れており、2023年の当初開園エリア、2029年の概成開園エリア（二期工事エリア）いずれにおいても、石神井川とその両岸をどのように整備するかは整理すべき重要な課題の一つです。

『石神井川河川整備計画（2016年3月）』では、「計画の基本理念」として①洪水に対してより安全な河川の整備、に加え②公園などとの一体的整備による親水整備、③動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮した河床整備による生物の多様性の創出、の3つを掲げ、「1時間あたり75mm規模の降雨に対処できるようにした上で、生物の多様な生息・成育環境を作り出し、適切な水質・水量を維持できるようにし、良好な河川景観・親水空間を創出するなど、河川環境の向上を図る」ことを行うとともに、「既に河道の拡幅工事が完了している区間についても、可能な箇所において河川環境の向上を図る」と記しています。

この河川環境の向上を図る事業の一つが「親水性を確保するための拠点整備工事」です。

「石神井川は、都市河川であるため、断面を拡幅して流下能力を確保することは、経済的にも用地取得の上でも困難な状況にあり、過去の整備においても河床の掘削を優先させた整備が実施されてきています。この結果、川底が深くなり水面が低下するなど、親水性に乏しい河川となり、河川への関心が低下している傾向にあります。

したがって、河川空間の親水化を可能な限り行い、地域住民の憩いの場として河川環境への関心を高めることで、河川環境の改善、向上を図っていく。」（『石神井川河川整備計画』）

そして、こうした拠点整備工事については「大規模な公園・緑地などとの一体的整備」を図ることとし、その候補地を列記していますが、そ

の中に練馬城址公園も含まれています。

治水上の課題に対応するために50mm改修を急いだ経緯は理解できるとしても、現在、当地の河道は3面貼りの護岸を基本とし、護岸自体も上流部に比べ大きく老朽化したままとなっています。生態系としても景観としても大きな限界を有していることは明らかであり、練馬城址公園の整備とあわせて親水性を確保する拠点として石神井川の整備が行われることは大いに期待します。

以上の問題意識のうえで、石神井川改修の見通しについて伺います。

ア 練馬城址公園予定区域の石神井川の現状について、都市計画決定された区域の幅、現在の河道の幅と河道以外の部分の整備状況について示してください。

イ 認可された練馬城址公園整備事業に、石神井川の都市計画決定された区域の整備が含まれるのかどうかを確認してください。

ウ 石神井川河川整備計画において、練馬城址公園は「親水性を確保するための拠点整備工事」の候補地とされていましたが、この河川整備計画をふまえ、練馬城址公園の整備と合わせた石神井川整備についての基本的な考え方と見通しについて伺います。

エ 2017年に取りまとめられた練馬城址公園基本計画作成委託報告書では、河川部との協議を踏まえ、親水性の護岸整備の案が検討され、いくつかの具体的な「整備例」として図示もされています。基本計画の検討過程でこうした案が検討されることとなった経緯、またその後、それがどのように整理されてきたのかを示してください。

3 旧としまえんは、宅地化が急速に進んできた都内、練馬区内に残る貴重な自然環境の拠点でもあります。練馬城址公園の整備にあたっては、こうした自然環境の保全是最優先の課題の一つであり、その点で以下、

伺います。

ア 旧としまえんが100年近い歴史の中で守り育んできた多様な緑や水環境、様々な生態系の意義、価値について、都の基本的な認識を伺います。

イ 当初開園エリア、二期工事エリアそれぞれに存在する樹木の本数、樹種等の状況を示してください。また、当初開園エリアの整備工事及び二期エリアの解体工事それぞれに伴って伐採・移植される樹木の本数、樹種、位置と整備後の緑化計画を示してください。

ウ 練馬城址公園整備計画の策定にあたって、都が参考とした公園予定地の植生、生態系、湧水・地下水等の水環境の現況に関する調査を紹介してください。また、今後、公園整備に先立って都として改めて自然環境に関する調査を行うべきと考えますが、いかがですか。

4 3月25、26の両日開催予定であった工事説明会と今後の施工管理に関して伺います。

ア 説明会資料を事前配布した範囲を示してください。

イ 事前配布した説明会資料において、工事車両の総数、日ごとの台数、工事車両の進入経路、伐採計画と緑化計画などが示されていないのは、説明としてはきわめて不十分であると考えますが、いかがですか。

ウ 東京都が行う公共工事における工事期間、工事時間の標準的な考え方があれば示してください。練馬城址公園の整備工事において、日曜のみを休業とし、土・祝や年末年始も工事を行うことが必要な理由は何ですか。静穏な周辺住環境に及ぼす影響は深刻なものがあると考えられますが、近隣住民の意向を踏まえて見直す用意はありますか。

エ 練馬城址公園が概成となる2029年まで、7年という長期にわたって続く工事です。近隣の生活環境、住環境ならびに自然環境への影響は甚大であり、施工管理には最大限の配慮が必要であり、とりわけ近隣の住民の理解を得るために最大限、努力していただきたいと考えますが、都の認識を示してください。

四 コロナ禍で浮き彫りになった生活・住宅支援の課題について

1 生活保護の広報について

前回の文書質問において、以下の福祉保健局ホームページの「生活保護制度とは」のページに関して、2行目の「生活保護を受けることは国民の権利です」や、最後の3行の「ただし、扶養義務者による扶養の可否等が、保護の要否の判定に影響を及ぼすものではなく、「扶養義務の履行が期待できない」と判断される扶養義務者には、基本的には扶養義務者への直接の照会を行わない取扱いとされています」との部分、大きめの文字、あるいは太字ないしは赤字などで分かりやすく強調するように求めました。例えば、足立区のホームページでは、「生活保護について」の欄に分かりやすく示されています。

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/seikatsu/hogo/seiho.html>

現時点での進捗状況と見通しを示してください。

2 各区市の生活保護対応について

生活保護に関して各区市の福祉事務所の間での対応の格差が大きいです。扶養照会についての対応やビジネスホテルの提供などについて、都として各区市の実態を正確に把握したうえで、必要な指導、助言を行うべきではないでしょうか。見解を伺います。

3 都営住宅の活用と入居要件緩和について

ア 東京都は都内在住のウクライナ人やその家族などを対象に、電話相談窓口を開設し、都内在住者が現地から家族を呼び寄せるケースなどを想定し、都営住宅を100戸確保しました。さらに、最大700戸まで増やせる態勢も整えたとのことでした。

こうした措置はウクライナ人に限らず、アフガニスタン人やミャンマー人などにも拡大すべきと考えますが、見解を伺います。

イ 今まで、都営住宅の入居要件を60歳未満の単身者などにも拡充するよう求める要望に対して、都はかたくなに拒否してきました。今回、都営住宅に余裕があることが明らかになりましたが、現時点で空いている入居可能な戸数はどのくらいあるのですか。

ウ 新型コロナウイルスのまん延防止措置が3月21日に解除され、それに伴い東京都によるビジネスホテルの提供事業も打ち切られました。しかし、新型コロナウイルスの感染状況は依然として高い水準にあり、コロナ禍による生活困窮も継続していると思われれます。この機会に、空いている都営住宅をアパート転宅へのつなぎの一次住宅として活用すべきと考えますが、見解を伺います。

エ 神奈川県は条例を改正して、県営住宅の入居要件を60歳未満の単身者向けにも拡充しました。この機会に東京都も同様の条例改正を行い、コロナ禍で「住まいの貧困」に苦しむ若者に寄り添う姿勢を打ち出すべきと考えますがいかがですか。見解を伺います。

五 朝鮮学校への補助もしくは助成について

立川にある西東京朝鮮第一幼初中級学校は、エアコンが老朽化し買い換えの必要に迫られています。地球温暖化による猛暑が年々厳しくなり、さ

らにコロナ禍で換気も必要となるなか、子どもたちの命と健康を守るために、空調設備は学校現場には必須のものになっています。

また、東京都は朝鮮学校に対して「私立外国人学校運営費補助金」を交付してきましたが、2010年度に交付要綱の附則で朝鮮学校のみ「対象から除く」とし、現在も交付していません。補助金不支給は朝鮮学校の維持運営にダメージを与え、寄付など保護者の更なる負担によってしのいでいるのが現状です。

朝鮮学校の空調設備に対する東京都の補助制度、および「私立外国人学校運営費補助金」の朝鮮学校への不交付について伺います。

1 朝鮮学校の空調設備に対する補助もしくは助成について

ア エアコンなど空調設備は子どもたちの命と健康を守るために必須であり、その設置への公的な補助はあって当然です。朝鮮学校の空調設備設置等に対する東京都の補助もしくは助成制度について示してください。

イ 地震に備えた耐震工事に対しては、朝鮮学校を含む各種学校も補助の対象となっています。その経緯と根拠を示してください。

ウ 小池都知事は2018年に「猛烈な暑さで子どもの健康がそこなわれることがないように、環境整備をしっかりと進めたい」と猛暑対策として新たな補助制度をつくり、体育館を含む学校のエアコン整備を進めてきました。地球温暖化による猛暑に加えコロナ禍、この事態は災害といっても過言ではありません。耐震工事同様、災害対応の視点から、良好な教育環境を確保するため、朝鮮学校に対する空調設備設置のための補助制度をつくりませんか。

エ コロナ禍にあっては、空調設備は感染防止の点からも極めて重要とされています。

学校法人も含む中小規模事業所向け省エネ型換気・空調設備導入支援事業が開始されています。朝鮮学校はこの事業の対象となりますか。

2 「私立外国人学校運営費補助金」の朝鮮学校への不交付について

ア 東京都は「私立外国人学校運営費補助金交付要綱」の附則で、朝鮮学校のみ「対象から除く」として、2010年以降、補助金を交付していません。この制度の目的は、「教育条件の維持向上」「経済的負担の軽減」です。20数校の外国人学校のうち朝鮮学校10校のみを対象から除外した理由を示してください。

イ 不交付になって12年が経過しています。この間、国連からは2013年の社会権規約委員会および2014年の人種差別撤廃委員会において、朝鮮学校への補助金交付の再開が勧告されています。また、都は2018年に「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を制定し、「東京に集う多様な人々が、誰一人取り残されることなく尊重され、東京が、持続可能なより良い未来のために人権尊重の理念が実現した都市であり続けることは、都民すべての願いである」と謳っています。対象からの除外を見直し、再交付するべきだと思いますが、検討していますか。

ウ 2013年からホームページに公開されている「朝鮮学校調査報告書」は、朝鮮学校へのヘイト街宣などに悪用されています。朝鮮学校への差別・偏見を助長するもので、速やかに掲載を中止するべきです。12年前の調査結果を掲載し続ける理由を伺います。

六 学校図書館における学校司書の配置について

学校図書館法では、2014年の改正を受けて「学校図書館の運営の改善及

び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（「学校司書」）を置くよう努めなければならない。」とされています。

この学校司書の身分等について、学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議が2016年に取りまとめた報告書『これからの学校図書館の整備充実について』は以下のように述べています。

「学校図書館法に規定されている学校司書として想定されている者は、学校設置者が雇用する職員である。学校図書館法では、学校に学校司書を置くよう努めなければならないとされているため、教育委員会は、学校司書として自ら雇用する職員を置くよう努める必要がある。」

同会議は学校司書を法定化した法改正を受け、「学校図書館の運営に係る基本的な視点や、学校司書資格・養成等の在り方に関して、関係者が共有するための一定の指針」いわゆる学校図書館ガイドラインをとりまとめるために設置されたものですが、この報告書、ガイドライン、さらには法改正時の国会質疑・決議等を踏まえれば、国は、委託（請負）により配置された人員は「学校司書」とは認められないという立場に立っていると思われま

1 「学校図書館法に規定されている学校司書として想定されている者は、学校設置者が雇用する職員である」という国の見解が示された趣旨、ならびにそれに対する都の基本的な認識を伺います。

2 かつて都立高校の学校図書館には正規の学校司書が配置されていましたが、2012年度から民間委託が本格的に導入されてきました。まず、この経緯について伺います。

ア 都立高校に正規の学校司書が配置されるようになったのはいつからですか。正規の学校司書の資格要件、配置の基準はどのようなも

のでしたか。

イ 正規の学校司書の配置を見直し、業務委託による人的配置に転換した経緯、その目的・趣旨を伺います。

3 都は、いったんは業務委託の全般的な導入に転換したにもかかわらず、2021年度からは会計年度任用職員である学校図書館専門員（以下、「専門員」）の配置を新たに開始しました。現在、正規職員が配置され、あるいは業務委託が行われている学校についてはすべて専門員の配置に移行すると理解してよいですか。また、今後、専門員の配置を増やしていくスケジュールを示してください。

4 業務委託による学校図書館管理を見直し、直接雇用に戻すこととした経緯について伺います。

ア 業務委託を見直した理由は何ですか。学校司書を直接雇用に限るとした法解釈を踏まえたものですか。また、偽装請負などのコンプライアンスに係る課題に対応したのもでもあると理解してよいですか。

イ 都立高校学校図書館の管理業務委託に関して、2015年7月、都知事は東京労働局長から労働者派遣法違反を指摘され是正指導を受けていますが、その際、法違反と認定されたのはどのような事実でしたか、また都としてどのような是正措置を講ずることとしましたか。

ウ 2021年6月にも、同様に東京労働局長より労働者派遣法違反が疑われる状況がある旨の指導を受けていますが、その際、都として点検及び確認のうえで問題があると認められた具体的な事実ならびに是正措置の内容について示してください。

5 業務委託（請負）ではなく、直接雇用の学校図書館専門員を配置し法に基づく学校司書の全校配置に踏み出したことは、学校図書館の在り方

とその活用を考えると、大きな一歩であると評価しますが、他方、非正規雇用的一种でもある会計年度任用職員という身分の持つ課題、限界についても指摘せざるを得ません。

会計年度任用職員の全校配置を踏まえつつ、今後の学校図書館の人的配置の方向性、考え方について、伺います。

ア 業務委託による学校図書館管理を見直すにあたって、正規の学校司書の配置再開ではなく、会計年度任用職員の配置という形をとった理由は何ですか。それは、「各地方公共団体における公務の運営においては、任期の定めのない常勤職員を中心とするという原則」に立って常勤・非常勤の適切な配置を求めた国のマニュアル等の考え方に沿ったものであるか、認識を伺います。

イ 現在の専門員の任用形態では、いくらかでも継続的で安定的な雇用が保証されているとは言えず、専門員の生活と権利という視点からだけでなく、学校図書館の適切で効果的な運営という点でも、大きな限界があると考えますが、いかがですか。

6 都立特別支援学校の学校図書館における人的配置に関して伺います。

ア 都立の特別支援学校における学校図書館の設置状況、開館時間、蔵書数、管理にかかわる職員配置の状況を示してください。

イ 学校図書館法において学校司書の配置を求める規定は、特別支援学校も対象としています。

特別支援学校における学校図書館の活用について、都は「学校が外部の専門家から図書館運営について助言を得たり、民間団体ボランティアが図書の読み聞かせをしたりする場合など、児童生徒の読書活動の充実に向けた取り組みを支援」していると都議会でも答弁していますが、こうした外部人材やボランティアの活用にあたっては、司書教

論と連携しながら調整や企画・準備に当たる学校司書の果たすべき役割は大変大きいと考えられます。特別支援学校の学校図書館においても、計画的かつ速やかに学校司書を配置すべきと考えますが、学校司書配置の考え方及び今後の見通しを伺います。

七 都立高校入試における英語スピーキングテスト活用について

2022年度の都立高校の入学試験から英語スピーキングテスト（E S A T - J）の活用が予定されていることについては、保護者や教員、専門家からの疑問や不安の声が多く上がっています。導入を延期し見直すべきではないでしょうか。以下、質問します。

1 スピーキングを客観的に評価するには膨大な時間と手間がかかります。

都内公立中学3年生約8万人のデータをフィリピンに送って、約1か月半で公正・公平に採点し、返送することが可能なのでしょうか。それはどのように担保されるのか伺います。

2 スピーキングテスト（E S A T - J）の評価は、100点満点の得点をA～Fの6段階に分け、4点差ごとの20点満点の点数化をすることです。段階によって20～30点の差があっても同点となるため、1点差が合否を分ける入学試験には向かず、受験生や保護者の納得を得られないのではないのでしょうか。見解を伺います。

3 不受験者について

ア スピーキングテスト（E S A T - J）を受けていない都外や私立中学からの受験者などについては、学力検査の英語の得点から仮の「E S A T - Jの結果」を求めて総合得点に加算することですが、実際のスピーキングテストによる受験者と、仮算出の受験者がいることは不公平ではないのでしょうか。見解を伺います。

- イ 学力検査が得意でスピーキングに自信がない受験生が、スピーキングテスト（ESAT-J）を欠席して英語の総合点を引き上げることも可能だと想定できます。そのような受験者が増えれば、このテストの導入意味はなくなるとは思いますがいかがですか。
- 4 第一次募集・前期募集では英語を含む5教科の学力検査の得点700点と調査書点300点に、スピーキングテスト（ESAT-J）の結果の20点を加算した1020点を満点とするとのこと。英語の普段の授業や定期テストに対するスピーキングテスト結果の比重が、さらに国語、数学、理科、社会の4教科に対する英語の得点の比重が過大すぎるのではないのでしょうか。見解を伺います。
- 5 学力検査は得点表と答案の写しまで開示請求できるのに対して、スピーキングテスト（ESAT-J）は採点内容の詳細の記載のない成績票しか公開されないとのこと。それでは、自分の習熟度を詳しく知ることもできず、結果に疑問を持った受験生や保護者、教員の納得を得ることは難しいのではないのでしょうか。見解を伺います。
- 6 都立高校志望予定者全員の名前、顔写真、「ESAT-J」の結果が実施事業者であるベネッセコーポレーションに渡ることになります。ベネッセコーポレーションでは2014年に業務委託先の従業員が約3,500万件の顧客情報を持ち出し名簿業者に売却する事件が発生していますが、情報管理の安全性はどのように担保されるのか伺います。
- 7 英語教育に関する教材を数多く出版し、通信教材を学校や塾に販売し、スピーキングの授業を実施している民間企業が公立高校入試に関わることによって、自社の利益誘導につなげることも危惧されます。実施事業者の利益相反をどのように防ぐのか伺います。
- 8 現在の公立中学校の英語の授業や環境では、それだけで十分なスピー

キング力を習熟することは困難で、塾や英会話学校など学校外教育機関を利用できる生徒が有利になることは否めません。家庭の経済力による教育格差が拡大することになると思われますが、いかがですか。

- 9 2022年度に高校受験を迎える子どもたちは、コロナ禍の2年間でさまざまなストレスや困難の多い学校や家庭での生活を経たうえに、英語の授業でもスピーキングは十分に行われていないと聞いています。また、当事者である子どもたちにも保護者にも、このスピーキングテスト導入についてはまだほとんど周知されていません。このような状況で強行スタートすることは避けるべきです。2022年度の導入は延期し、制度の見直しをするべきではないでしょうか。見解を伺います。

- 八 友好都市モスクワ市とトムスク州との平和のための自治体外交について
都議会は「ウクライナからのロシア軍の即時撤退と速やかな平和の実現に関する決議」を全会一致で可決しました。決議では、ウクライナ国民と現地在住の日本はじめ各国の国民の安全確保を求めています。合わせて、ロシア国内で反戦の声をあげている市民の安全も願い、戦地に派遣されている兵士ひとり一人の命の重みにも思いをはせるものです。

東京都は世界12の都市と姉妹友好都市関係を締結しており、その一つがモスクワ市です。また、アジア大都市ネットワーク21として交流・協力をしている13都市の一つがトムスク州です。相互の訪問事業や大学間交流などが取り組まれてきました。コロナ禍においても昨秋には友好都市提携30周年を迎えるモスクワ市にちなんだランチフェアを都庁職員食堂で実施しています。

プーチン大統領に停戦を決意させるために必要なのは国際的な圧力だけでなく、なによりもロシアの人々の平和への思いと停戦世論の高まりです。

ロシア国内で反戦の声をあげ弾圧されている多くの市民や、不本意な従軍で命を失っている兵士たちがいることが伝えられています。友好都市としての交流を重ねてきた世界各地の自治体は独自に直接に市民とつながり、支えることができるルートを持っています。交流・協力事業の再開のために停戦・平和は必須です。市民の命と暮らしを守る自治体の立場でロシアの人々へのメッセージを届けること、平和に向けた自治体外交が大きな力を発揮できるのではないのでしょうか。

小池都知事は、3月11日の記者会見で、ウクライナとの連帯を示す意味で、モスクワ市、トムスク州との交流を停止すると発表しました。しかし、むしろ、友好都市として培った関係性を活かして、停戦に向けた有効な取り組みを模索することこそが求められます。小池知事から両首長や各市民へのメッセージの発信や、交流事業の実施を通じた両市民との平和の思いの共有などを検討しませんか。

令和 4 年 第一回 都議会 定例会

漢人あきこ議員の文書質問に対する答弁書

質 問 事 項

一 都市計画道路小金井3・4・1号線及び小金井3・4・11号線について

- 1 小金井3・4・11号線外の第四次優先整備路線選定理由は、「自動車交通の円滑化の視点で選定しています。」と答弁されているが、「地域の安全性」については、選定過程ではどのように評価されていたか伺う。

回 答

小金井3・4・11号線外については、「自動車交通の円滑化」の視点で選定しており、「地域の安全性の向上」の視点では選定していません。

質 問 事 項

一の2 小金井3・4・11号線外と武蔵野公園の重複する都市計画決定について

- ア 小金井3・4・11号線外は、その未施工区間の一定区間において都立武蔵野公園の都市計画と重複しており、武蔵野公園整備計画では「今後、公園と道路の整合を図っていく必要がある」とされているが、優先整備路線の選定の際、「重複」についてはどのような判断をされたのか伺う。

回 答

小金井3・4・11号線外については、事業段階において、両計画の整合を図ることを前提に、優先整備路線として選定しています。

質 問 事 項

一の 2 のイ 小金井 3・4・11 号線外については、すでに概略設計の段階に入っており、都は基本的な構造形式のイメージまで地域に提示する段階に至っているが、今後「重複」を解消するために「都市計画変更」が必要かどうかの判断はどのように行うのか伺う。また、都市計画変更をする場合の具体的なプロセスや方法について伺う。

回 答

小金井 3・4・11 号線外については、検討の深度化を図りながら、都市計画決定区域の見直しが必要となった場合は、都市計画の変更を行うこととなります。

なお、都市計画変更をする場合は、都市計画法に基づき手続を行うこととなります。

質 問 事 項

一の 2 のウ 都市計画の変更にあたっては、都市計画法18条1項において関係市町村の意見照会が義務付けられているが、その趣旨を伺う。また、関係市町村の同意が得られない場合でも都市計画変更は可能なのか、都の認識を伺う。

回 答

都道府県が都市計画決定をするときは、市町村の立場を尊重するため、

市町村との十分な連携・調整を図るべきであるとされています。

法の規定上は、意見を聴くことと同意を得ることとは異なり、市町村が同意する旨の回答をしない場合においても、都市計画を決定することは法律上、不可能ではないとされています。

質 問 事 項

一の二のエ 「道路」と「公園」の都市計画が重複していたケースは他にもあるか伺う。

回 答

都市計画道路と都市計画公園が重複している事例としては、八王子3・4・63号線と清水公園、国分寺3・4・7号線とけやき公園などがあります。

質 問 事 項

一の二のオ 都市計画が重複している場合、過去のケースではどのように「整合」が図られてきたのか伺う。

回 答

都市計画の整合については、道路の整備に伴い公園の区域を変更したケースや、区域は重複したまま構造的に両立させているケースなどがあります。

質 問 事 項

一の3 第四次事業化計画では、都市計画道路としての必要性は確認されたものの、様々な事由により、計画幅員や構造など都市計画の内容について検討を要する28路線を「計画内容再検討路線」としている。調布3・4・10号線については「当該区間には、国分寺崖線が位置し、地形に高低差が生じるとともに、計画線の一部が国分寺崖線緑地保全地域と重複するなど、道路と緑の共存や国分寺崖線の保全に配慮した検討が必要です。」とされている。小金井3・4・1号線及び小金井3・4・11号線外は調布3・4・10号線と同様のことが言え、加えて都内で唯一の自然再生事業の対象地域でもあるにもかかわらず「計画内容再検討路線」とならなかったのはなぜか伺う。

回 答

調布3・4・10号線については、計画線の一部が東京における自然の保護と回復に関する条例で指定されている国分寺崖線緑地保全地域と重複していることなどを踏まえ、計画内容再検討路線に選定しています。

質 問 事 項

一の4 小金井市議会の意見書について

ア 「意見書」では、都が行った「環境概況調査」では保護上重要な野生生物種が確認されたにもかかわらず、「建設の是非を検討する意向は微塵もない」と厳しく指摘し、「道路建設ありきの環境調査は容認できない」と厳しく批判し、小金井市議会として

「道路の必要性の見直し及び建設の是非についての意見交換の場」を求めている。これに応じるべきだが、見解を伺う。

回 答

小金井3・4・1号線及び小金井3・4・11号線外は、第四次事業化計画の策定に当たり、「将来都市計画道路ネットワークの検証」を実施し、その必要性が確認されており、重要性、緊急性を考慮した上で、優先整備路線に選定されています。

2路線は、広域避難場所へのアクセス向上や生活道路への通過交通抑制による地域の安全性向上などに資する重要な路線です。

このうち、小金井3・4・11号線外は、現在、本区間の前後の道路が完成又は事業中であり、本区間のみが唯一未着手区間となっています。本区間周辺では、現在、「武蔵野公園生物多様性保全利用計画」の検討や「野川第一・第二調節池地区自然再生事業」が行われています。道路整備に当たっては、環境概況調査等の結果を適宜関係者間で共有するなど連携を図るとともに、必要な保全対策の検討を実施するなど、自然環境や景観に配慮しながら道路構造等の検討を進めています。

また、環境概況調査等の結果については、「小金井3・4・11だより」等を活用し、その概要を広く市民に周知しています。

引き続き、オープンハウスを開催するなど、多くの方々の意見を聞きながら丁寧な対応と周知をしていきます。

質 問 事 項

一の4のイ 「意見書」は、身近な自然環境は、コロナ禍でかけがえのな

いものとなり、地球温暖化により、その価値は更に見直されるべきであり、「国分寺崖線を分断する優先整備路線について、社会情勢を踏まえ抜本的に見直すことを求める」としている。小金井市議会の意見書は、小金井市民の民意を表現しており、都は、ここで一旦立ち止まり、「道路の是非」について、第五次事業化計画の作成時にあらためて検討することが妥当な判断だと思いが、見解を伺う。

回 答

都市計画道路は、交通及び物流機能の向上により、経済活動や日々の生活を支え、災害時には救急救援活動を担う重要な都市基盤であることから、着実に整備していくことが必要です。

2路線については、整備方針（第四次事業化計画）において、東京都と小金井市を含む区市などで、策定検討会議などを通して調査検討を進め、未着手の都市計画道路の必要性を検証し、必要性が確認された路線の中から、実現性なども踏まえ、優先整備路線に選定しました。

質 問 事 項

二 外環自動車道整備工事について

- 1 令和4年2月28日、東京地裁は、東京外環道の事業者である国、東日本高速道路（株）及び中日本高速道路（株）に対し、外環道本線トンネル工事の一部を差し止める旨の決定を行った。差し止めの理由、ならびに差し止めという事態に立ち至ったことについて、都の認識を伺う。

回 答

東名側から発進した2本のシールドについては令和4年2月28日に、工事差し止め仮処分が決定されましたが、事業者からは、決定の内容をよく確認し、関係機関と調整の上、適切に対応すると聞いています。

外環は、首都圏における交通、物流の根幹をなす極めて重要な道路でありまして、必要性を有していると認識しています。

都は、事業者に対して、再発防止対策等の確実な実施、住民の不安払拭に向けた丁寧な説明及びきめ細やかな対応を要望しており、引き続き、丁寧に取り組んでいくよう求めています。

質 問 事 項

二の2 東京地裁の決定を踏まえ、都としても、改めて大深度法の適用ならびに大深度地下の利用を前提とした都市計画決定と都市計画事業認可の是非について再検証すべきだが、認識を伺う。

回 答

都は、都市計画法に基づき、東京外かく環状道路（関越～東名）における都市計画決定や都市計画事業認可を適切に行っています。

質 問 事 項

二の3 外環道事業のいわゆる直轄部分に係る負担金の支払いについて
ア 都がこれまでに支払った負担金の総額を伺う。また、2022年度以降、支払うと想定される額を伺う。

回 答

東京外かく環状道路（関越～東名）における直轄事業負担金（東京都関連分）は、総額約1,600億円となっており、平成21年度から令和2年度分までで、約900億円を負担しています。

質 問 事 項

二の3のイ 2022年度予算に計上されている負担金の額を伺う。また、この負担金はどの部分の工事に関するものか、今回、東京地裁によって差し止められた部分はその中に含まれてはいないか確認を求める。

回 答

東京外かく環状道路（関越～東名）における直轄事業負担金は、令和4年度予算で、50億円となっています。

令和4年2月に国土交通省関東地方整備局から東京都に通知された直轄事業の事業計画において、調査設計、用地買収、改良工などとなっています。

質 問 事 項

二の4 工事の今後の見通しと事業区域のまちづくり上の課題について

ア 先の事業再評価において、国は事業期間を10年と想定して再評価を行ったが、この10年という期間は何を根拠に置かれたものか伺う。また、陥没事故とその後の経過を踏まえれば、10年という

事業期間の想定はまったく現実性がないが、認識を伺う。

回 答

事業の再評価は、通常5年毎に実施されるほか、社会経済情勢の急激な変化や技術革新等により実施の必要が生じた場合に実施されることとなっています。

令和2年7月に開催された国土交通省関東地方整備局事業評価監視委員会において、事業期間を含めた事業の必要性等について精査されたものと認識しています。

今後とも国は厳格な事業評価を行っていくと聞いています。

質 問 事 項

二の4のイ すでに買収され、国もしくは都が管理している土地の面積を、各ジャンクション・インターチェンジごとに伺う。また、事業期間が長期化することが必至という状況の中で、それら土地の今後の管理の考え方、暫定的な利活用のあり方について、事業者の考え方の確認を求める。

回 答

事業者からは、ジャンクション・インターチェンジごとの用地買収部における面積ベースの用地進捗率は、令和4年1月末現在で、東名ジャンクションで99パーセント、中央ジャンクションで99パーセント、青梅街道インターチェンジで33パーセント、大泉ジャンクションで99パーセントと聞いています。

取得済の各ジャンクション・インターチェンジの事業用地は、事業者が

施工ヤードとして一体的に管理しています。

各ジャンクションの環境施設帯や高架下などの整備に当たっては、地元
の意見を踏まえ検討し、その維持管理は利用形態に合わせた適切な役割分
担の下実施すると聞いています。

質 問 事 項

二の五 青梅街道インターチェンジについて

ア 青梅街道インターチェンジと外環本線をつなぐ地中拡幅部につ
いては、前例のない難工事と言われる中で設計にすら着手できて
おらず、事業再評価の際に国が示した事業費中には同地中拡幅部
の事業費はそもそも計上されていないと言われるが、事実か伺う。

回 答

青梅街道インターチェンジの地中拡幅部は、外環道の本線シールドトン
ネルとランプトンネルを地下で非開削工事により接続する工事です。

この部分も含め、青梅街道インターチェンジに関わる費用は、現在公表
されている外環の全体事業費に含まれていると聞いています。

地中拡幅部について、引き続き東京外環トンネル施工等検討委員会等で
検討を進めていくと事業者から聞いています。

質 問 事 項

二の五のイ 国ならびにNEXCOにおいて、外環本線のシールド工事と
青梅街道インターチェンジのシールド工事ならびに地中拡幅部の工事を

切り離し、本線の供用を先行することを検討しているとも聞く。小池知事はかつて「青梅街道インターチェンジは、本線トンネルとランプを大深度地下で接続するということで、コスト、そして交通規制の社会的影響などを考慮すれば、一体的に整備することが肝要」と答弁しているが、この認識に変わりはないか伺う。

回 答

都は、「青梅街道インターチェンジは、本線トンネルとランプを大深度地下で接続するということで、コスト、そして交通規制の社会的影響などを考慮すれば、一体的に整備することが肝要」と認識しています。

質 問 事 項

二の五のウ 今後もかなりの長期にわたって工事着手自体の見通しが立たないことが明らかな青梅街道インターチェンジ地域において、地域住民の生活と福祉の基盤を維持し地域コミュニティの破たんを避けるために、既買収用地の暫定的な利活用について地元自治体、町会等との協議を始める用意はないか、事業者の意向の確認を求める。

回 答

青梅街道インターチェンジの取得済の事業用地は、事業者が施工ヤードとして一体的に管理しています。

青梅街道インターチェンジの整備に当たっては、地元の意見を踏まえ検討し、その維持管理は利用形態に合わせた適切な役割分担の下実施すると聞いています。

質 問 事 項

三 練馬城址公園の整備について

- 1 練馬城址公園の整備に関連し、2022年度予算において措置した主な事業と計上額を伺う。

回 答

練馬城址公園の整備に関する令和4年度予算については、用地補償、解体撤去等で130億円です。

質 問 事 項

三の2 石神井川改修の見通しについて

- ア 練馬城址公園予定区域の石神井川の現状について、都市計画決定された区域の幅、現在の河道の幅と河道以外の部分の整備状況を伺う。

回 答

石神井川の都市計画区域の幅は、22.5メートルとなっています。

現在は、このうち幅14.5メートルの河道整備が完了しており、河道以外の部分については、未整備となっています。

質 問 事 項

三の２のイ 認可された練馬城址公園整備事業に、石神井川の都市計画決定された区域の整備が含まれるのか伺う。

回 答

都市計画練馬城址公園の事業認可区域に、石神井川の都市計画決定された区域は含まれていません。

質 問 事 項

三の２のウ 石神井川河川整備計画において、練馬城址公園は「親水性を確保するための拠点整備工事」の候補地とされていたが、この河川整備計画をふまえ、練馬城址公園の整備と合わせた石神井川整備についての基本的な考え方と見通しを伺う。

回 答

都市計画練馬城址公園の整備計画では、石神井川沿いについて、川の流れや川沿いの緑に親しむことができるエリアとしていることから、河川管理用通路について、公園事業に合わせて、一体的に整備することとしています。

質 問 事 項

三の２のエ 2017年に取りまとめられた練馬城址公園基本計画作成委託報告書では、河川部との協議を踏まえ、親水性の護岸整備の案が検討され、いくつかの具体的な「整備例」として図示もされている。基本計画

の検討過程でこうした案が検討されることとなった経緯、またその後、それがどのように整理されてきたのか伺う。

回 答

練馬城址公園は、荒川水系石神井川河川整備計画において、親水性を確保するための拠点整備候補地の一つとして記載されていることから、練馬城址公園基本計画作成委託において検討を行いました。この報告書も参考とし、都市計画練馬城址公園の整備計画を策定しました。

質 問 事 項

三の3 旧としまえんについて

ア 旧としまえんが100年近い歴史の中で守り育んできた多様な緑や水環境、様々な生態系の意義、価値について、都の基本的な認識を伺う。

回 答

練馬城址公園の整備計画では、都民に親しまれてきた土地の歴史・風土、緑豊かな自然を生かすこととしています。

質 問 事 項

三の3のイ 当初開園エリア、二期工事エリアそれぞれに存在する樹木の本数、樹種等の状況を伺う。また、当初開園エリアの整備工事及び二期エリアの解体工事それぞれに伴って伐採・移植される樹木の本数、樹種、

位置と整備後の緑化計画を伺う。

回 答

当初開園予定区域にはサクラ等の高木が約250本存在し、2期工事エリアには、トウネズミモチ等の高木が約890本存在しています。

工事の施工に当たっては、樹勢や樹形の不良や生態系被害防止外来種となる樹木、地盤面の高低差を合わせる造成等により残存できない樹木等について伐採を予定していますが、現状よりも樹木本数が多くなるよう新たに植栽します。

当初開園予定区域では、サクラ等の高木について約20本を移植するとともに約200本を伐採する予定ですが、新たに約400本の樹木を植栽します。2期工事エリアでは、トウネズミモチ等の高木を約190本伐採する予定ですが、将来の公園整備において樹木を新たに植栽する予定です。

質 問 事 項

三の3のウ 練馬城址公園整備計画の策定にあたって、都が参考とした公園予定地の植生、生態系、湧水・地下水等の水環境の現況に関する調査を伺う。また、今後、公園整備に先立って都として改めて自然環境に関する調査を行うべきだが、見解を伺う。

回 答

練馬区自然環境調査報告書や練馬区みどりの実態調査などを参考にし、石神井川沿いの自然林を保全するなどの計画としています。工事に伴って自然環境調査を実施する予定はありません。

質 問 事 項

三の４ ３月25、26両日開催の予定であった工事説明会と今後の施工管理について

ア 説明会資料を事前配布した範囲を伺う。

回 答

都市計画練馬城址公園区域から約30メートルの範囲内の住宅等を対象としました。

質 問 事 項

三の４のイ 事前配布した説明会資料において、工事車両の総数、日ごとの台数、工事車両の進入経路、伐採計画と緑化計画などが示されていないのは、説明としてはきわめて不十分だが、見解を伺う。

回 答

配布資料には、大型車の工事車両は1日あたり25台以内とすること、工事車両の出入口や伐採、植栽に関する内容について記載しています。説明会では更に詳しい内容について説明することとしていました。

また、近隣住民等からの工事に関する問合せについては、工事説明会や配布資料に記載した連絡窓口において対応しています。

質 問 事 項

三の４のウ 都が行う公共工事における工事期間、工事時間の標準的な考え方があれば伺う。練馬城址公園の整備工事において、日曜のみを休業とし、土・祝や年末年始等も工事を行うことが必要な理由は何か伺う。静穏な周辺住環境に及ぼす影響は深刻なものがあるが、近隣住民の意向を踏まえて見直す用意はあるか伺う。

回 答

工期については、施工に必要となる日数に加えて、準備や後片付けの期間や降雨等による影響も踏まえて設定します。施工時間については、特に定められていない場合は昼間施工となります。

工事の施工に当たっては、現場の状況等により休日に工事を施行する必要があると認められる場合は施工する場合があります。

なお、年末年始は休工とする予定です。

質 問 事 項

三の４のエ 練馬城址公園が概成となる2029年まで、7年という長期にわたって続く工事である。近隣の生活環境、住環境ならびに自然環境への影響は甚大であり、施工管理には最大限の配慮が必要であり、とりわけ近隣の住民の理解を得るために最大限、努力していただきたいが、認識を伺う。

回 答

工事の施工に当たっては、低騒音型や排出ガス対策型の建設機械の使用

や工事車両出入口への誘導員配置など、近隣住民等が受ける影響に配慮しながら取り組みます。

また、近隣住民等からの工事に関する問合せについては、連絡窓口などにおいて対応していきます。

質 問 事 項

四 コロナ禍で浮き彫りになった生活・住宅支援の課題について

- 1 前回の文書質問において、福祉保健局ホームページの「生活保護制度とは」のページに関して、「生活保護を受けることは国民の権利です」や「ただし、扶養義務者による扶養の可否等が、保護の要否の判定に影響を及ぼすものではなく、「扶養義務の履行が期待できない」と判断される扶養義務者には、基本的には扶養義務者への直接の照会を行わない取扱いとされています」との部分を分かりやすく強調するように求めた。現時点での進捗状況と見通しを伺う。

回 答

生活保護制度に関して、相談者が申請をためらうことのないよう、令和4年3月に国から改めて適切な対応を求められたこともあり、既に都のホームページをより分かりやすいものにしていきます。

質 問 事 項

四の2 生活保護に関して各区市の福祉事務所の間での対応の格差が大きい。扶養照会についての対応やビジネスホテルの提供などについて、都

として各区市の実態を正確に把握したうえで、必要な指導、助言を行うべきだが、見解を伺う。

回 答

都は、福祉事務所に対し、国の通知に基づき、扶養照会の取扱い及び一時的な居所が緊急的に必要な場合の支援について、適切に対応するよう通知しています。

また、福祉事務所の対応については、定期的に指導検査等を実施し、実態を把握しています。

質 問 事 項

四の３ 都営住宅の活用と入居要件緩和について

ア 都は都内在住のウクライナ人やその家族などを対象に電話相談窓口を開設し、都営住宅を100戸確保し、最大700戸まで増やせる態勢も整えたとのことである。こうした措置はウクライナ人に限らず、アフガニスタン人やミャンマー人などにも拡大すべきだが、見解を伺う。

回 答

ウクライナから避難を余儀なくされた方々については、国が受入れを表明しており、国と連携し、都として都営住宅を提供するなど、避難民を支援していくこととしています。

質 問 事 項

四の3のイ 今まで、都営住宅の入居要件を60歳未満の単身者などにも拡充するよう求める要望に対して、都はかたくなに拒否してきた。今回、都営住宅に余裕があることが明らかになったが、現時点で空いている入居可能な戸数はどのくらいあるのか伺う。

回 答

令和3年3月31日現在の募集用空き住戸は21,409戸ですが、これらの住戸は退去後の補修や次の入居者の手続などを行っている住戸です。

なお、ウクライナからの避難民に提供する都営住宅は、建替事業の移転先として確保している住戸のうち、移転先として当面、使用しない住戸を活用していきます。

質 問 事 項

四の3のウ 新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置が3月21日に解除され、それに伴い都によるビジネスホテルの提供事業も打ち切られたが、新型コロナウイルスの感染状況は依然として高い水準にあり、コロナ禍による生活困窮も継続していると思われる。この機会に、空いている都営住宅をアパート転宅へのつなぎの一次住宅として活用すべきだが、見解を伺う。

回 答

コロナ禍を踏まえ、TOKYOチャレンジネット事業に提供している都営住宅の戸数を拡大し、住まいを失った方の一時利用住宅として活用しています。

質 問 事 項

四の3のエ 神奈川県は条例を改正して、県営住宅の入居要件を60歳未満の単身者向けにも拡充した。都も同様の条例改正を行い、コロナ禍で「住まいの貧困」に苦しむ若者に寄り添う姿勢を打ち出すべきだが、見解を伺う。

回 答

都営住宅は、原則として、市場で適切な住宅を確保することが困難な同居親族のある世帯を入居対象としており、単身者は、特に居住の安定を図る必要のある高齢者世帯や障害者世帯等に限り入居の対象としています。

若い世代の単身者については、福祉施策や雇用就業施策による支援とともに、民間事業者等の多様な連携によって、市場において居住の確保が図られるべきと考えています。

なお、コロナ禍を踏まえ、TOKYOチャレンジネット事業に提供している都営住宅の戸数を拡大し、住まいを失った方の一時利用住宅として活用しています。

質 問 事 項

五 朝鮮学校への補助もしくは助成について

1 朝鮮学校の空調設備に対する補助もしくは助成について

ア エアコンなど空調設備は子どもたちの命と健康を守るために必須であり、その設置への公的な補助はあって当然だが、朝鮮学校の空

調設備設置等に対する都の補助もしくは助成制度について伺う。

回 答

都は、私立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び高等専修学校が、体育館に空調設備を新設する場合、地域の避難所指定を受けるなど、地元自治体の防災業務等に協力していることを条件に、その費用の一部を補助しています。

朝鮮学校を含む各種学校については、補助対象ではありません。

質 問 事 項

五の1のイ 地震に備えた耐震工事に対しては、朝鮮学校を含む各種学校も補助の対象となっている。その経緯と根拠を伺う。

回 答

平成18年1月に建築物の耐震改修の促進に関する法律が改正され、学校が特定建築物として位置付けられ、その設置者に対して耐震化への努力義務が課せられました。

これを受けて、都は、平成18年度に耐震改修促進計画を策定し、私立学校の早期耐震化にも取り組むこととし、平成19年度から、耐震工事等への補助事業について、各種学校も含めた都内全ての私立学校に対象を拡大しました。

質 問 事 項

五の1のウ 小池知事は2018年に猛暑対策として新たな補助制度をつくり、体育館を含む学校のエアコン整備を進めてきた。地球温暖化による猛暑に加えコロナ禍、この事態は災害といっても過言ではなく、耐震工事同様、災害対応の視点から、良好な教育環境を確保するため、朝鮮学校に対する空調設備設置のための補助制度をつくらないか、伺う。

回 答

朝鮮学校を含む各種学校は、法令上、教育の目的や水準に明確な定めがなく、学校により様々であることから、当該補助制度の対象としていません。

質 問 事 項

五の1のエ 学校法人も含む中小規模事業所向け省エネ型換気・空調設備導入支援事業が開始されているが、朝鮮学校はこの事業の対象となるか伺う。

回 答

本事業においては、年間原油換算エネルギー使用量が1,500k1未満の中小規模事業所に該当する学校法人は対象となります。

質 問 事 項

五の2 「私立外国人学校運営費補助金」の朝鮮学校への不交付について
ア 都は「私立外国人学校運営費補助金交付要綱」の附則で、朝鮮

学校のみ「対象から除く」として、2010年以降、補助金を交付していない。この制度の目的は、「教育条件の維持向上」「経済的負担の軽減」であるが、20数校の外国人学校のうち朝鮮学校10校のみを対象から除外した理由を伺う。

回 答

朝鮮学校への補助金の支出については、教育内容や学校運営に対する様々な疑義が示されたことから、平成22年度以降、補助対象から除外しています。

その実態を確認するため、平成23年12月から平成25年10月にかけて調査を実施し、その結果や、その後の状況等を総合的に勘案して、運営費補助金を交付することは都民の理解が得られないと判断しています。

質 問 事 項

五の2のイ 不交付になって12年が経過しているが、国連からは、朝鮮学校への補助金交付の再開が勧告されており、また、都は「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を制定し、「東京に集う多様な人々が、誰一人取り残されることなく尊重され、東京が、持続可能なより良い未来のために人権尊重の理念が実現した都市であり続けることは、都民すべての願いである」と謳っている。対象からの除外を見直し、再交付するべきだが、検討しているか伺う。

回 答

学校運営等の実態を確認するための調査結果等を総合的に勘案して、朝

鮮学校に補助金を交付することは都民の理解が得られないと判断したものです。

質 問 事 項

五の2のウ 2013年からホームページに公開されている「朝鮮学校調査報告書」は、朝鮮学校へのヘイト街宣などに悪用されている。朝鮮学校への差別・偏見を助長するもので、速やかに掲載を中止するべきだが、12年前の調査結果を掲載し続ける理由を伺う。

回 答

朝鮮学校にかかる調査については、報告書としてホームページに掲載しています。

また、報告書に掲載されている施設の管理・運用の改善等の状況についても合わせてホームページに掲載しています。

質 問 事 項

六 学校図書館における学校司書の配置について

- 1 「学校図書館法に規定されている学校司書として想定されている者は、学校設置者が雇用する職員である」という国の見解が示された趣旨、ならびにそれに対する都の基本的な認識を伺う。

回 答

国は、平成28年10月、学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会

議が取りまとめた「これからの学校図書館の整備充実について（報告）」において、学校図書館法に規定されている学校司書として想定されている者は、学校設置者が雇用する職員としています。

質 問 事 項

六の２ 都立高校の学校司書の民間委託について

ア 都立高校に正規の学校司書が配置されるようになったのはいつからか伺う。正規の学校司書の資格要件、配置の基準はどのようなものか伺う。

回 答

都教育委員会では、昭和43年度から学校図書館の業務に従事する職員を都立高等学校に順次配置し、昭和48年度に全校への配置が完了しました。

現在、都立高等学校における学校司書の配置基準は、図書館管理業務委託の導入校及び会計年度任用職員の配置校を除き、1校につき一人となっており、図書館法が規定する司書資格を有する者を配置しています。

質 問 事 項

六の２のイ 正規の学校司書の配置を見直し、業務委託による人的配置に転換した経緯、その目的・趣旨を伺う。

回 答

都教育委員会は、学校図書館の開館日数、開館時間の確保や、長期休業

期間中の開館を可能とする等、利便性の向上を目指し、図書館管理に業務委託を導入しました。

質 問 事 項

六の３ 都は、2021年度からは会計年度任用職員である学校図書館専門員の配置を新たに開始した。現在、正規職員が配置され、あるいは業務委託が行われている学校についてはすべて専門員の配置に移行すると理解してよいか伺う。また、今後、専門員の配置を増やしていくスケジュールを伺う。

回 答

令和４年度から令和５年度にかけて、業務委託から学校図書館専門員の配置に移行していく予定です。

質 問 事 項

六の４ 業務委託による学校図書館管理を直接雇用に戻すこととした経緯について

ア 業務委託を見直した理由は何か、学校司書を直接雇用に限るとした法解釈を踏まえたものか伺う。また、偽装請負などのコンプライアンスに係る課題に対応したものでもあると理解してよいか伺う。

回 答

高等学校の新学習指導要領が令和４年度から年次進行で実施されることに伴い、各学校において、学校図書館の機能をより一層活用し、それぞれ特色ある教育活動に生かしていく必要があります。

そのため、主体的・対話的で深い学びの実現に向け、学校図書館専門員を配置し、授業等で活用できるよう、教員と連携する体制へ移行することとしました。

質 問 事 項

六の４のイ 都立高校学校図書館の管理業務委託に関して、2015年７月、都知事は東京労働局長から労働者派遣法違反を指摘され是正指導を受けているが、その際、法違反と認定されたのはどのような事実か、また都としてどのような是正措置を講ずることとしたか伺う。

回 答

平成27年７月、東京労働局から一部の図書館管理業務委託契約に係る業務について、教諭が受託業務に従事している労働者に対し、業務の遂行に関する指示等を行っているとして是正指導を受けました。

そのため、所管事業所が都立学校に対し、その履行状況を確認し、必要に応じて是正指導等を行いました。

質 問 事 項

六の４のウ 2021年６月にも、同様に東京労働局長より労働者派遣法違反が疑われる状況がある旨の指導を受けているが、その際、都として点検

及び確認のうえで問題があると認められた具体的な事実ならびに是正措置の内容を伺う。

回 答

令和3年6月、東京労働局からの指導票の交付を受け、図書館管理業務委託校に対し、適正な委託運営について周知徹底を図るとともに、履行状況の点検を行いました。

その結果、一部、教員から受託者の労働者への直接指示が疑われる状況が認められましたが、学校が教職員に対し指導を行い、是正を行っています。

質 問 事 項

六の5 今後の学校図書館の人的配置の方向性、考え方について

ア 業務委託による学校図書館管理を見直すにあたって、正規の学校司書の配置再開ではなく、会計年度任用職員の配置という形をとった理由を伺う。それは「各地方公共団体における公務の運営においては、任期の定めのない常勤職員を中心とするという原則」に立って常勤・非常勤の適切な配置を求めた国のマニュアル等の考え方に沿ったものであるか、認識を伺う。

回 答

都教育委員会は、主体的・対話的で深い学びの実現などのニーズに応える効果的・効率的な行政サービスを提供していくため、学校図書館専門員を会計年度任用職員として配置することとしました。

質 問 事 項

六の5のイ 現在の専門員の任用形態では、いくらかでも継続的で安定的な雇用が保証されているとは言えず、専門員の生活と権利という視点からだけでなく、学校図書館の適切で効果的な運営という点でも、大きな限界があるが、見解を伺う。

回 答

都教育委員会では、主体的・対話的で深い学びの実現などに応える効果的・効率的な行政サービスを提供していくため、学校図書館専門員を会計年度任用職員として配置するとともに、適切な学校図書館運営に向けて、任用に当たり、司書又は司書補の資格を有することを要件としています。

質 問 事 項

六の6 都立特別支援学校の学校図書館における人的配置について

ア 都立の特別支援学校における学校図書館の設置状況、開館時間、蔵書数、管理にかかわる職員配置の状況を伺う。

回 答

都教育委員会は、全ての都立特別支援学校に司書教諭を配置しており、各学校で図書室や図書コーナー等を設置し、学校図書館として活用しています。

学校では、授業等における学習場面で教員とともに利用する場合や、昼

休みや放課後に開館し生徒が利用する場合など、それぞれの実情に応じて開館時間を設定しています。こうした教育活動に必要な図書については、毎年度計画的に購入し更新しています。

質 問 事 項

六の6のイ 学校図書館法において学校司書の配置を求める規定は、特別支援学校も対象としている。特別支援学校における学校図書館の活用について、都は「学校が外部の専門家から図書館運営について助言を得たり、民間団体ボランティアが図書の読み聞かせをしたりする場合など、児童生徒の読書活動の充実に向けた取り組みを支援」していると都議会でも答弁しているが、こうした外部人材やボランティアの活用にあっても、司書教諭と連携しながら調整や企画・準備に当たる学校司書の果たすべき役割は大変大きいと考えられる。特別支援学校の学校図書館においても、計画的かつ速やかに学校司書を配置すべきと考えるが、学校司書配置の考え方及び今後の見通しを伺う。

回 答

都教育委員会は、全ての都立特別支援学校に司書教諭を配置し、他の教職員との協力体制の下で学校図書館の活用等に取り組んでおり、学校司書は配置していません。

都教育委員会は、特別支援学校における読書活動の一層の充実を図るため、今後、学校図書館の運営や活用状況について調査を行う予定です。

質 問 事 項

七 都立高校入試における英語スピーキングテスト活用について

- 1 スピーキングを客観的に評価するには膨大な時間と手間がかかります。都内公立中学3年生約8万人のデータをフィリピンに送って、約1か月半で公正・公平に採点し、返送することが可能なのか、それはどのように担保されるのか伺う。

回 答

都教育委員会が監修した基準に従い、複数の者による採点・審査を経て結果を確定しています。

また、令和3年度に都内全公立中学校3年生を対象に実施したプレテストにおいても、所定の期間内で公平・公正に採点を完了できることを確認しています。

質 問 事 項

- 七の2 スピーキングテスト（E S A T - J）の評価は、100点満点の得点をA～Fの6段階に分け、4点差ごとの20点満点の点数化をすることだが、段階によって20～30点の差があっても同点となるため、1点差が合否を分ける入学試験には向かず、受験生や保護者の納得を得られないのではないかと、見解を伺う。

回 答

E S A T - Jは、中学校における英語「話すこと」の学習の達成度を客観的に測るテストです。

本テストにおける評価は、「自分のことについて質問に答えたり、話したりすることができる。」、「身近な話題について相手と意見交換ができる。」など、英語を使って何ができるかを示した基準に従い、総括的にAからFまでの6段階で表します。

入学者選抜では、学力検査とは別に、本テストの結果を、日頃の学習の成果として適切に活用します。

質 問 事 項

七の3 不受験者について

ア スピーキングテストを受けていない都外や私立中学からの受験者などについては、学力検査の英語の得点から仮の「E S A T - Jの結果」を求めて総合得点に加算することのだが、実際のスピーキングテストによる受験者と、仮算出の受験者がいることは不公平ではないか。見解を伺う。

回 答

スピーキングテストの不受験者について、都立高校を受験する際に不利にならないように取り扱うこととしています。

質 問 事 項

七の3のイ 学力検査が得意でスピーキングに自信がない受験生が、スピーキングテストを欠席して英語の総合点を引き上げることも可能だと想定できる。そのような受験者が増えれば、このテストの導入意味はなく

なると思うが、見解を伺う。

回 答

スピーキングテストは、中学校における学習により身に付けた「話すこと」の力を客観的に評価し、中学校と高校における英語指導の充実を図るとともに、全ての中学生が、英語を学習することの意義や価値を実感し、生涯にわたり学び続ける意欲を高めることができるよう実施します。

こうしたことから、本テストは、都内公立中学校第3学年生徒全員を対象としています。

質 問 事 項

七の4 第一次募集・前期募集では英語を含む5教科の学力検査の得点700点と調査書点300点に、スピーキングテストの結果の20点を加算した1020点を満点とするとのことである。英語の普段の授業や定期テストに対するスピーキングテスト結果の比重が、さらに国語、数学、理科、社会の4教科に対する英語の得点の比重が過大すぎるのではないか。見解を伺う。

回 答

都教育委員会は、小・中・高校における一貫した英語教育の推進による「使える英語力」の育成を目指しています。

スピーキングテストは、学校の授業で学んだ内容を適切に評価するものであり、入学者選抜では、本テストの結果を活用するものです。

質 問 事 項

七の5 学力検査は得点表と答案の写しまで開示請求できるのに対して、スピーキングテストは採点内容の詳細の記載のない成績票しか公開されないとのことだが、それでは、自分の習熟度を詳しく知ることもできず、結果に疑問を持った受験生や保護者、教員の納得を得ることは難しいのではないか。見解を伺う。

回 答

テスト終了後には、スコアや到達度及び個々の解答状況に応じた学習アドバイスが記載されたスコアレポートを、受験した生徒一人一人に返却しています。

また、生徒が採点結果の妥当性を確認できるよう、採点基準や複数の解答例を公表しています。

質 問 事 項

七の6 都立高校志望予定者全員の名前、顔写真、「E S A T - J」の結果が実施事業者であるベネッセコーポレーションに渡ることになる。ベネッセコーポレーションでは2014年に業務委託先の従業員が約3,500万件の顧客情報を持ち出し名簿業者に売却する事件が発生しているが、情報管理の安全性はどのように担保されるのか伺う。

回 答

生徒が入力した個人情報、基本協定に基づき、スピーキングテストの

実施に必要な目的のみに使用され、テスト終了後は法令等に従い、適切に削除します。

質 問 事 項

七の七 英語教育に関する教材を数多く出版し、通信教材を学校や塾に販売し、スピーキングの授業を実施している民間企業が公立高校入試に関わることによって、自社の利益誘導につなげることも危惧されるが、実施事業者の利益相反をどのように防ぐのか伺う。

回 答

事業者と締結している基本協定及び覚書において、事業者がスピーキングテストに関する模擬試験や関連教材の作成、販売をしたり、本テストの申込みのページや教員向けのウェブサイトにおいて、教材の購買を誘導する表記を行ったりするなど、具体的な禁止事項を明記し、利益相反行為を禁止しています。

質 問 事 項

七の八 現在の公立中学校の英語の授業や環境では、それだけで十分なスピーキング力を習熟することは困難で、塾や英会話学校など学校外教育機関を利用できる生徒が有利になることは否めない。家庭の経済力による教育格差が拡大することになるが、見解を伺う。

回 答

授業では、生徒が事実や自分の考え、意見を英語で伝え合う活動に取り組んでいます。スピーキングテストは、こうした中学校での学習内容から出題し、その成果を測るものであり、中学校における通常の授業により、十分に対応できます。

質 問 事 項

七の九 2022年度に高校受験を迎える子どもたちは、コロナ禍の2年間でさまざまなストレスや困難の多い学校や家庭での生活を経てきたうえに、英語の授業でもスピーキングは十分に行われていないと聞いており、当事者である子どもたちにも保護者にも、このスピーキングテスト導入についてはまだほとんど周知されていない。2022年度の導入は延期し、制度の見直しをするべきではないか。見解を伺う。

回 答

都内公立中学校の授業では、生徒が事実や自分の考え、意見を英語で伝え合う活動に取り組んでおり、都の中学生の英語力は国の目標値を上回るなどの成果が現れています。

本事業では、段階的に規模を拡大しながらプレテストを行っており、令和3年度においては、都内全公立中学校で実施しました。

また、生徒・保護者向けに、テストの概要や高校入試での活用について広報誌に掲載するとともに、テストの目的や過去問題等をウェブサイト公開するなど、導入までのスケジュールの周知を図っています。

令和4年度の本実施に当たり、引き続き、ウェブサイトや都内公立中学校全生徒に配布するリーフレット等により周知することとしており、スピー

ーキングテストを着実に実施していきます。

質 問 事 項

八 友好都市モスクワ市とトムスク州との平和のための自治体外交について

小池知事は、ウクライナとの連帯を示す意味で、モスクワ市、トムスク州との交流を停止すると発表したが、むしろ、友好都市として培った関係性を活かして、停戦に向けた有効な取り組みを模索することこそが求められる。小池知事から両首長や各市民へのメッセージの発信や、交流事業の実施を通じた両市民との平和の思いの共有などを検討しないか。見解を伺う。

回 答

都は、現下の国際情勢に鑑み、モスクワ市、トムスク州を含むロシアの都市との交流を停止しています。